

学校安全における防災に関する 取組の見直しについて

平成 23 年 6 月

京都府教育委員会

目次

はじめに

I	学校安全の構造	1
II	実効性のある防災に関する取組	
1	多様な想定に基づく避難訓練の検討と実施	3
2	訓練方法の工夫	6
3	訓練後の検証	7
III	危険等発生時の対処の見直し	
1	対応チームの編成	9
2	危険等発生時の対処行動	11
3	登下校時、在宅時に発生する災害における対応	15
4	原子力災害発生の場合の対応（参考）	18
	〈参考資料〉各災害における対応フロー図（例）	
1	地震発生時における対応フロー（在校中）	20
2	水害・土砂災害発生時における対応フロー（在校中）	21
3	火災発生時における対応フロー（在校中）	22
4	地震発生時における対応フロー（校外活動中）	23
5	地震発生時における対応フロー（登下校中）	24
6	原子力災害発生時における対応フロー（在校中）	25

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、各学校（園）においても甚大な被害をもたらし、子どもたちの尊い命が失われた。地震はもとより、地震によって発生した津波、さらには、それらによって誘発された原子力災害と、複数の災害が連鎖して起こり、従前の学校安全で考えられてきたことをはるかに超える事態となった。

学校安全は生活安全、交通安全、災害安全（防災と同義）の3領域で構成されており、防災教育は災害安全に関する学習と指導のことを総称したものを指している。

各校（園）では、平成21年4月に施行された学校保健安全法に基づき、学校安全の取組を進めなければならないが、中でも今般の東日本大震災を受け、幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」とする。）のより一層の安全確保を図るよう改めて防災に関する取組を見直す必要がある。

本冊子は、その「見直しの視点」を示すものである。

I 学校安全の構造

学校安全には、先に示したとおり生活安全、交通安全、災害安全の3領域があり、それぞれの領域において実施すべき内容として大きく安全教育、安全管理、組織活動の3つがあげられる。（図1参照）

安全教育には、安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって安全について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする「安全学習」の側面と、当面している、あるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に提起し、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う「安全指導」の側面がある。

また、安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故・災害が発生した場合は、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。

安全教育や安全管理は内容、対象となる場、行われる機会等が多様である。安全教育と安全管理を効果的に進めるためには、学校の教職員の研修、児童生徒等を含めた校内の協力体制の構築、家庭及び地域社会との密接な連携などの組織活動を円滑に進めることが極めて重要である。

学校安全の構造

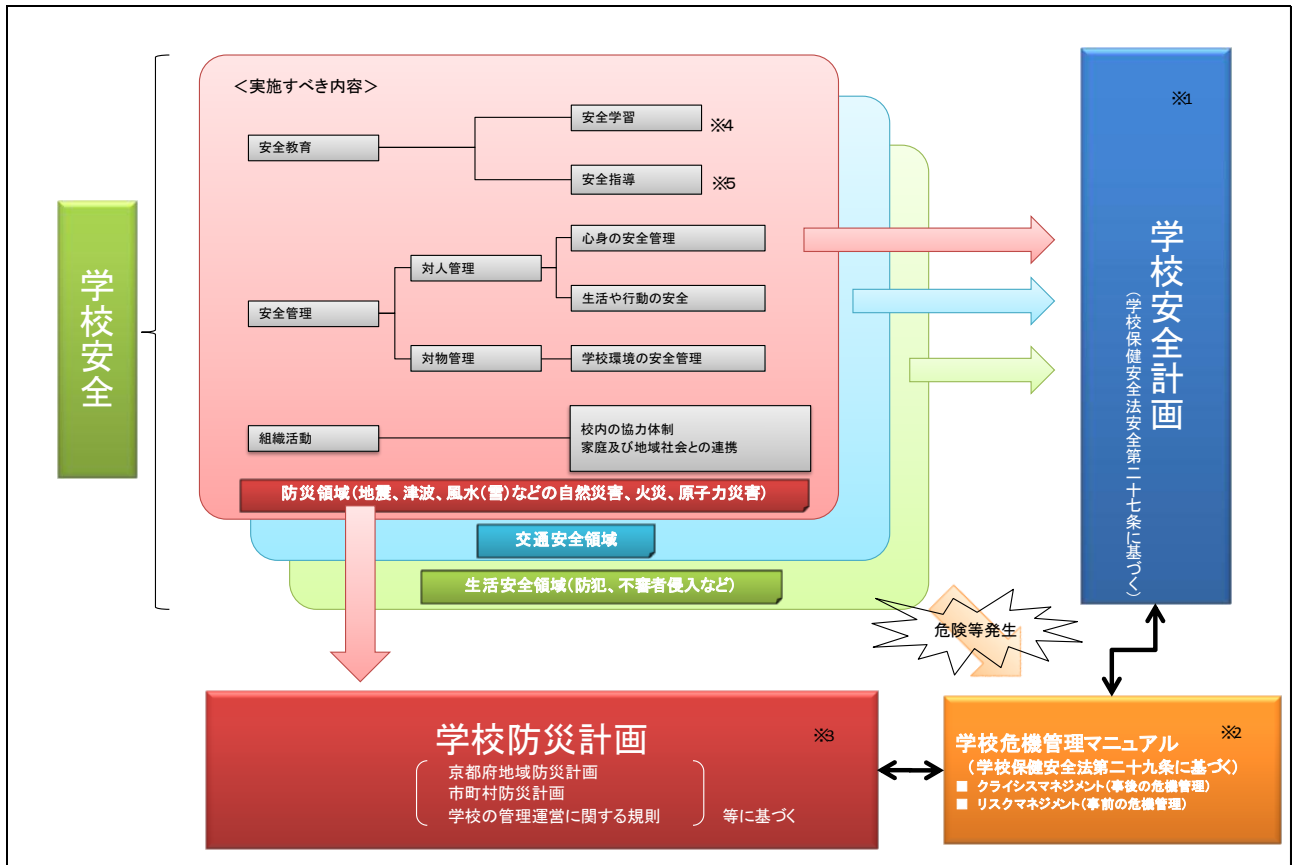


図1「学校安全の構造図」 『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』(平成22年3月 文部科学省) 『京都府地域防災計画』(平成19年5月 京都府防災会議) から

※1 学校安全計画

- 安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画のこと。
- 安全点検、安全指導、職員研修の3項目の内容を含めることが望ましい。

※2 学校危機管理マニュアル

- 事件・事故災害発生時における措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領のこと。
- 不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じて策定する。

※3 学校防災計画

- 各学校等における防災体制の整備、施設・設備等の災害予防対策、防災訓練の実施、市町村地域防災計画で定める事項を記載する。

※4 安全学習(防災領域)

- 小学校「体育科」(保健領域)、中学校保健体育科(保健分野)、高等学校保健体育科(科目「保健」)を中心として、生活科、社会科、理科など関連した内容のある教科や道徳・総合的な学習の時間で取り扱われる。

※5 安全指導(防災領域)

- 学級(ホームルーム)活動や学校行事・課外指導などで取り上げられることが多い。防災避難訓練は安全指導の一環として行われるものである。

Ⅱ 実効性のある防災に関する取組

1 多様な想定に基づく避難訓練の検討と実施

事件・事故・災害は決して学級（ホームルーム）で担任が授業を行っているときだけに発生するとは限らない。そのため、避難訓練は様々な状況を想定して実施すべきである。

また、訓練を通して体得する知識（地震発生後には建物が倒壊したり津波が発生したりすることを知っているなど）は、危険状況に対する感性を高め回避行動を促す。危険を予測する力が養われることで、安全な状態が維持され環境への適応が実現可能となる。

以上のことから、学校（園）の地域特性や立地条件、児童生徒等の実態に合わせて、次に示すような多様な場面を想定し実施する必要がある。

(1) 多様な場面の設定（表 1 参照）

- ア 災害の種類
地震（津波）、風水（雪）害、火災、原子力災害
- イ 発生の時間帯
授業中、休み時間、放課後、登下校時、校外活動時 など

表 1 〈災害の種類と被災時間帯による組合せの検討〉

	地震(津波)	風水(雪)害	火災	原子力災害
授業中	◎	○	◎	◎ (当該地域)
休み時間	◎		◎	
放課後	◇		◇	
登下校時	◇		◇	
校外活動時	◇		◇	

- ・これらの組合せの中から、それぞれの学校（園）の地域特性・立地条件、児童生徒等の実態に応じて重要度を判断
- ・◎は、児童生徒等を伴った実施が望ましい訓練
- ・○は、警報発令時の下校に関する訓練の実施が重要
- ・◇は、最低でも教職員研修等で取り上げ、確認することが必要
- ・原子力災害の当該地域とはEPZ(Emergency Planning Zone 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲) 圏内とし、その他の地域では、正しい知識を得るための学習が重要

- ウ 被災場所
普通教室、実験室・実習室、図書室、廊下、運動場、体育館、トイレ、登下校路 など

- エ 避難場所・避難経路
 - (ア) 被災状況ごとの校内の避難場所
 - (イ) 被災状況ごとの学校外の避難場所
 - (ウ) 避難場所へ避難する際の複数の避難経路

- オ 教職員の人的要因
管理職不在時、養護教諭・担任不在時、教職員通勤不可時 など

- カ 災害の規模（表 2 参照）

(ア) 被災地域の範囲

近畿・京都府全域等の広域的範囲、複数の市町村に及ぶ範囲、校区内、校内など

(イ) 災害の程度

ライフライン機能停止、広域的な構築物倒壊・停電、交通機関不通など

表2<災害のレベル(例)>

レベル	災害の大きさ
4 甚大なレベル	当該地域を中心に震度6弱以上の地震が発生 校区内で広域的な火災が発生 通信機能、交通機関が不通 原子力災害発生
3 重大なレベル	当該地域を中心に震度5弱以上の地震が発生 交通機関は乱れがあるが、運行を維持 台風などの自然災害により警報が発令 校区内の河川が氾濫 地震等で土砂災害が発生 校内で火災が発生
2 警戒レベル	河川の氾濫等を警戒(警報未発令) 地震等による土砂災害を警戒 校区内で気象条件等によりなだれを警戒
1 注意レベル	その他警戒すべき事案が発生

- ・震度6弱で家屋の倒壊等が懸念されることからここでは震度6弱を基準としたが、地域の防災関係機関の基準があればその基準を適用
- ・地域の防災関係機関との事前の連携が重要

<参考>

地震の揺れ等の状況(概要)～震度5弱以上抜粋 一気象庁ホームページより～

震度7	耐震性の低い木造建物は傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。
震度6強	はわないと動くことができない。飛ばされることもある。 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。 耐震性の低い木造建物は傾くものや、倒れるものが多くなる。 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。 立っていることが困難になる。
震度6弱	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。倒れるものもある。 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
震度5強	物につかまらないと歩くことが難しい。 棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。 固定していない家具が倒れることがある。 補強されていないブロック塀が崩れることがある。
震度5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 棚にある食器類や本が落ちることがある。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。

以上のような多様な場面が考えられるが、すべてを想定して訓練を実施することは困難である。従って、これらの中から学校の地域特性や立地条件、児童生徒等の実態に合わせて重要度・必要性の高い場面から選択して訓練を実施する必要がある。

また、次項で示すとおり、通常訓練だけではなく訓練の方法を工夫して取り組むことが大切である。

「チェックシート」について

- ・本ページ以降、各項目ごとに掲載しています。
- ・それぞれの項目で示した内容について各校（園）での取組を見直す際に使用してください。
- ・すべての欄を網羅することが主目的ではなく、自校（園）に必要な取組に見落としがないかチェックしていただくものです。
- ・チェックは1度だけで済ませるのではなく、学期ごとなど定期的に行うことが有効です。

チェックシート

II-1 多様な想定に基づく避難訓練の検討と実施

視点：災害の種類		
地震（津波）	沿岸地域は津波も含む 災害レベルごとによる避難方法の検討	設定している
風水（雪）害	学校が直接被害に遭った状況の訓練	設定している
	警報等発令時の下校に関する訓練	設定している
火災	校内で火災発生の危険性が高い場所を適宜想定しての訓練 火災の規模も考慮	設定している
原子力災害	屋内退避、指定避難場所への移動訓練	設定している
視点：発生の時間帯		
授業中	教員の指導のもと活動している状況	設定している
休み時間	児童生徒等が教室を含む学校敷地内に分散し、教職員が近くにいらない状態	設定している
放課後	児童生徒等が学校敷地内外に分散し、教職員が近くにいらない状態	設定している
登下校時	教職員が速やかに児童生徒等を保護、指導できない状態	設定している
校外活動時	教員の引率のもと、学校を離れて活動している状況	設定している
視点：避難場所の設定		
学校内での避難	被災状況に応じた校内の避難場所	設定している
学校外（二次避難場所）への避難	災害の種類に応じて設定	設定している
学校内の避難経路	混乱が生じないように児童生徒等にも周知	設定している
二次避難場所への避難経路	複数の経路の設定	設定している
視点：災害の規模		
甚大なレベル	広域的に被災し、交通機関、通信機器が不通 緊急な救援等が困難な状態	設定している
重大なレベル	被害は発生しているが、ある程度の緊急な救援等は求められる状態	設定している
警戒レベル	被害発生には至っていないが、これから被害が予想される状態	設定している
注意レベル	積雪、強風、雷雨などで行動に注意が必要な状態	設定している

2 訓練方法の工夫

防災避難訓練は災害が発生した際の避難方法を体得したり、避難経路を確認したりするための大切な指導であるが、訓練にあてることのできる時間には限りがあるため、訓練方法を工夫する必要がある。

また、防災避難訓練を通じて避難に関する課題を明らかにし、その課題を解決することで各校（園）での児童生徒等の安全に関する取組がより充実すると考えられる。

訓練には次のような方法があげられる。前項で示した多様な場面を考えた上で、それに対応した訓練方法を検討しなければならない。

(1) 通常訓練

- ア 避難方法・経路を児童生徒等と確認をするための訓練
- イ 設定は学級（ホームルーム）での授業中、全教職員参加、児童生徒等・教職員に負傷者不明者なしという設定での一般的な訓練

(2) 緊急訓練

- ア 児童生徒等、教職員に災害の種類、発生場所などを事前予告なしで実施し対応を検証する訓練
- イ 特別な教育的支援を要する児童生徒等に過度な負担にならないよう工夫して実施

(3) 机上（図上）訓練

- ア 多様な場面の設定が可能な訓練
不在教職員が多い、放送設備使用不可、通信機器使用不可、登下校時、在宅時（児童生徒等の安全確認を含む。） など

(4) 地域の関係機関（消防署、自主防災組織等）、保護者と連携した訓練

- ア 二次避難場所や避難の方法などの指導・助言を受けることが可能な訓練
- イ 近隣学校（園）、自治会等との合同訓練
- ウ 登下校時など、教職員が速やかに保護・指導できない場面の訓練
- エ 児童生徒等が在宅時に被災した際の安全確認の訓練
P T A地域委員、民生児童委員、自治会役員等による安全確認と学校との連携

(5) 集合・点呼訓練

- ア 児童生徒等が速やかに集合することを主眼に置いた訓練
- イ 担任不在でも点呼・指導等が円滑に行えるようにするための訓練

(6) 関係機関・家庭への緊急連絡の訓練

- ア 通常連絡方法の迅速性を確認する訓練
- イ 通常連絡方法が不通の際の連絡方法の確立
- ウ 災害用伝言ダイヤル、情報ネットワーク等を活用した連絡方法の構築と通信訓練

3 訓練後の検証

児童生徒等の安全に関する対応の評価は、避難行動（避難訓練）を通して行うことが有効である。訓練終了後には必ず評価を行い、計画等を見直すことでより実効性のあるものにしなければならない。

訓練実施ごとに検証を行い改善策を講じるなど、計画的に訓練を重ねて検証を繰り返し（PDCAサイクル）、より充実したものにする必要がある。

訓練後に検証が必要な内容として次のようなものがあげられる。

<訓練後の検証内容>

(1) 避難の迅速性の確認

ア 避難指示から安全に避難し点呼完了までの時間

(2) 人数確認の方法やその迅速性

ア 的確で素早い点呼方法

イ その日(時間)の出席状況の共有方法

ウ 出席簿、健康観察簿、小黒板等を活用しての確認方法

(3) 設備・器材等の点検

ア 緊急用放送機器等が正常に作動するか点検

イ 避難に要する設備（救助袋等）に不具合がないか点検

(4) 避難誘導、救助・救護体制等の円滑な運用

ア 役割分担に沿った教職員の行動

イ 不測の事態への対応（負傷者・不明者あり、教職員の不在、多重災害の発生など）

ウ 不明者を確認した場合の救助体制

(ア) 的確に不明者を把握する方法

(イ) 不明児童生徒等・教職員の救助方法の確認と役割分担

エ 負傷者がいる場合の救護体制

(ア) 養護教諭が緊急時に主として行う任務とそれを支援する役割分担

(イ) 養護教諭が不在時の対応

(ウ) 複数（多数）の負傷者がいる場合の役割分担

視点：訓練の工夫

通常訓練	一般的な訓練	設定している
緊急訓練	予告なしで実施し、対応を検証する訓練	設定している
机上訓練	教職員による机上演習	設定している
	児童生徒等を含めた机上演習	設定している
<small>地域の関係機関・消防署・自主防災組織等と連携した訓練</small>	関係機関・団体との合同訓練	設定している
集合・点呼訓練	全校集会等の児童生徒等が集合するときを利用した訓練	設定している
<small>関係諸機関・家庭への緊急連絡訓練</small>	電話連絡、電話連絡網、電子メールの一斉配信などの訓練	設定している

視点：訓練実施後の検証（自校の評価項目の設定）

避難の迅速性	目標とする時間等を設定しているか	設定している
人数確認の方法と迅速性	人数確認の正確性・迅速性等の目標を設定しているか	設定している
設備、器材等の点検	緊急時の放送機器は正常に機能しているか	機能している
	指示伝達手段は使用できる状態で整備されているか	整備されている
	情報収集機器は整備されているか	整備されている
	避難設備（救助袋、避難ばしご等）に不備はないか	不備はない
体制の円滑な運用	教職員は役割分担に沿って行動できていたか	行動できた
	不明児童生徒等・教職員の救助体制は確立されているか	確立されている
	負傷者の救護体制は確立されているか	確立されている

Ⅲ 危険等発生時の対処の見直し

1 対応チームの編成

近年、災害のみならず児童生徒等が被害者となる事件・事故・災害が多発していることから、学校における安全管理等に関して必要な事項を定め、学校教育の円滑な実施に資することを目的として学校保健安全法が施行（平成 21 年 4 月）された。その中で「事故等（事故、加害行為、災害等）により児童生徒等に危険または危害が生じた場合（以下「危険等発生時」という）」の対応に関わる要領（学校危機管理マニュアル）の作成と教職員への周知、訓練の実施及び必要な措置、心のケア等の支援の実施について規定されている。（I-図 1 参照）

対応チームとは、このような「危険等発生時」に、役割分担に基づいた対応を行う教職員体制の総称である。（表 3 参照）

チームの編成については災害ごとに教職員の役割を変えるのではなく、同系統の任務に固定化し、任務の熟知と円滑な遂行を図ることが重要である。

さらに、基本の役割をもとに、臨機応変な行動も求められるので、混乱が生じないように指示やお互いの声かけを大切にしなければならない。

(1) 危険等発生時の対応チームの編成の留意点

- ア 対応チームの編成を明らかにし、年度当初に必ず確認しておく。
- イ 出張等で不在教職員がいる場合でも運用できるような体制を構築する。
- ウ 学校（園）の規模に応じて編成する。
- エ 児童生徒等の対応教職員がいない学年、フロアがないようにする。
- オ それぞれのチームはリーダーを中心に指示系統を確立しておく。

表 3 〈チーム編成（例）〉

	災害発生時（不審者発見時）	児童生徒等避難後
対策本部	校内緊急放送 情報収集、整理 関係諸機関へ連絡（消防・警察等） 避難の判断（避難場所、下校の判断） 児童生徒等への行動の連絡（放送等） 新たに発生する事案への対応と指示 負傷者の家庭への連絡	情報収集 下校の指示 児童・生徒・教職員の安否の確認 搬送先への付き添いの指示、把握 関係諸機関へ連絡（教育委員会等）
災害対応	児童生徒等へ指示後、災害発生場所に急行 初期消火・不審者対応 校内巡視（出火確認、不審者対応） 状況報告（携帯電話・インターホン・伝令による）	消火活動 救護、救助へ移行 不審者対応（警察へ引き渡すまで）
対応児童生徒等	児童生徒等へ指示 避難経路を判断・指示 避難誘導	安全確認 負傷者対応 児童生徒等の観察 心のケア 保護者への緊急連絡
救助	児童生徒等へ指示後、校内巡視 →負傷者への応急手当・救護所へ搬出 行方不明児童生徒等の捜索 情報収集と状況報告	状況報告 救急車へ同乗
救護	救護体制の確立（救急用品準備、救護所設置） 負傷者の全体把握 救急、医療機関への連絡 心のケア	負傷者搬送先確認 負傷者の保護者へ連絡

視点：危機管理マニュアルにおける対応チームの編成

明確な役割分担	分担が錯綜することなく、明確になっているか。	明確である
同系統の役割への配置（固定化）	同系統の役割を配置してるか。	配置している
教職員の熟知	役割を熟知し、円滑に行動できるか。	行動できる
役割のカバー体制	不在教職員がいる場合等のカバー体制がとれているか。	体制がとれている

2 危険等発生時の対処行動

危険等が発生した場合の教職員の行動は危機管理マニュアル等に基づき行わなければならない。しかし、一刻を争う状況にあっては危機管理マニュアルを確認している時間はなく、それらの時間の空費が児童生徒等の安全を左右することになりかねない。

従って、教職員一人ひとりが自分の役割分担を熟知し、危険等が発生した際、迅速かつ適切に行動できるよう備えておく必要がある。

また、各対応チームがどのように行動しているか、危険等がどのように推移しているかなどを全員が共通理解していることが大切である。

<危険等発生時の対処行動の留意点>

(1) 本部の迅速かつ適切な情報収集と教職員・児童生徒等への指示

- ア 正確な状況把握による冷静な判断
- イ 迅速かつ適切な教職員・児童生徒等への指示
- ウ 本部での状況把握が困難な場合、現場における臨機応変な対応の指示

(2) 各対応チームの対処行動

- ア 対処行動の熟知
- イ 対処行動を整理したフロー図等の掲示や縮小版の携帯
- ウ 危険等発生時の「声かけ」「相互確認」などによる連携した行動
- エ 臨機応変な行動が求められる際の適切な判断と本部への速やかな連絡

(3) 状況・情報の共有

- ア 本部で時系列に対応を記録（模造紙、小黒板等を活用）（図2参照）
- イ 全ての教職員が短時間で状況を把握できる体制の構築（放送、トランシーバー、インターホン、携帯電話等の活用）

(時刻)	(事象・内容)	(対応者)	(記入者)
14:00	地震発生 運動場へ避難指示	本部(教頭)	本部(事務山下)
14:05	避難終了 不明児童確認 2-3(女、山田) 5-2(男、田中)	救助班搜索	山下
14:08	給食室、理科室より出火確認 初期消火 消防署連絡	災害対応班 本部(山下)	山下 山下
14:12	不明児童山田2-3教室で発見 負傷・意識あり 応急手当 救急車要請	救護班 山下	山下 教頭
14:15	消防車到着		
14:17	負傷児童3名 1-1(女、鈴木) 3-1(男、佐藤) 4-2(男、山本) 救護所で応急手当	救護班 同乗者(高橋)	山下 山下
14:18	負傷児童(山田)搬送		
14:20	不明児童5-2(男、田中) 図書室机の下で発見	救助班3名図書室へ	山下
14:30	山田搬送先決定 京都病院へ		山下
14:30	山田保護者へ連絡		教頭
.	.	.	.
.	.	.	.

図2 <情報共有黒板の記入(例)>

(4) 児童生徒等の実態を考慮した行動

- ア 避難時に配慮を要する児童生徒等の対応方法の確立と全教職員への周知
- イ 「個別の教育支援計画」への安全に関する配慮事項の記入と活用

(5) 校内各施設における避難方法の確認と児童生徒等への指導

- ア 校内施設ごとの避難方法の指導内容を統一し、児童生徒等の混乱を防止（表4参照）

(6) 緊急下校の判断基準・方法についての保護者、地域の関係機関等への周知（表5参照）と引渡しの方法の確立

- ア 通信機能不通の際の学校と保護者の判断基準・方法についての共通理解の徹底
- イ 確実な保護者への引渡しのための引渡確認表等の準備と活用（表6）
- ウ 緊急下校の際の下校先確認カード等（図3）の準備と活用（特に、幼稚園児・小学生に有効）

(7) 学校待機の場合の対処

- ア 待機する児童生徒等のための緊急時対応物資の備蓄
- イ 教職員の対応体制の確立
- ウ 保護者への連絡可能な方法による迅速な連絡

（「3の(3) 多重の安全確認体制の構築」参照）

表4 〈地震の際の一次避難（例）〉

基本	<ul style="list-style-type: none"> ・落下したり倒れたりする可能性のあるものから離れる ・頭を保護する ・姿勢を低くして、自分が倒れないようにする
被災場所	避難の際の留意点
教室	机の下への避難時、机の脚の対角線を保持(倒れにくい)
理科室 家庭科室	身を隠す場所がない場合の避難方法を検討 実験器具・薬品、調理器具の取扱い 消火については臨機応変に対応(自分の安全確保優先)
音楽室	机を配置していない音楽室での避難方法を検討 ピアノ(脆弱な重量物)の下への避難は不可
保健室	診察台等の下への避難 ベッドで寝ている場合の避難方法を検討
図書室	本棚からの安全な距離の保持
廊下・階段	掃除ロッカーなどが置いてある場合の対応 窓ガラスからの安全な距離の保持 上階からの落下物
運動場	遊具から離れることを優先
体育館	照明や天井パネルなどの落下物や、窓ガラスに対する注意
トイレ	出口の確保(個室の場合)

表5 〈児童生徒等の下校の判断基準（例）〉

レベル	災害の大きさ	児童生徒等	教職員	保護者
4 甚大なレベル	当該地域を中心に震度6弱以上の地震が発生 校区内で広域的な火災が発生 通信機能、交通機関が不通 原子力災害発生	学校待機 場合により二次避難場所へ避難	児童生徒等の保護	学校(二次避難場所)まで迎え
	校内で凶悪事件発生			

年 組名前	
保護者の緊急連絡先	
緊急時の下校先(該当する番号に○)	
1	自宅へ
2	校区内の自宅以外へ()宅 地域名 _____ 続柄 ()
3	学校待機
4	学童保育

- 保護者が児童生徒等と確認し記入
- 年度当初に学校が提出を受けて、教職員誰もが確認できる場所に保管
- 下校先を自宅以外としている場合は、保護者が預け先に事前に依頼を確認
- 一斉下校の際、混乱が生じないように整理

図3 〈下校先確認カード(例)〉

表6 〈学校に迎えに来る場合の引渡確認表(例)〉

1年1組		引渡し場所	引渡し時刻	引取り者 確認サイン	続柄	確認に立ち会った教職員
1	京都太郎	体育館	10:30	京都	母	山田
2	京都花子	体育館	10:45	佐藤	祖父	山田
3	田中京子					
4	・					
5	・					
6	・					
7	・					

■年度当初に準備

■引渡しの際は児童生徒等、引取り者、教職員で確認

視点：危険等発生直後

教職員の対処行動	教職員自身が役割を理解し、即応できる(再掲 Ⅱ－3、Ⅲ－1)	できる
	担任不在学級が一目でわかる工夫をしている(再掲 Ⅱ－3)	している
	本部の指示内容が一覧にしてある	してある
	緊急放送設備の使用が可能である(定期的に点検しているか)(再掲 Ⅱ－3)	使用可能である
	危険等の情報・状況の共有の方法が確立されているか(再掲 Ⅱ－3、Ⅲ－1)	されている
行動のフロー図	フロー図を作成しているか	作成している
	掲示・携帯しているか	掲示・携帯している

視点：在学中の避難

避難方法の共通理解	毎年確認しているか	している
下校判断	発生事案や状況別に下校体制を構築し、保護者と共通理解がとれているか	とれている
保護者への連絡	通常の通信機器が機能をしていない場合の連絡体制を複数確立しているか	している
備蓄品	学校待機が長引いた時の備蓄品を準備しているか	している
(参考)必要とされるもの 飲料水、非常食、生活用品(使い捨て食器等)、衛生用品(ウエットティッシュ、トイレトーパー、マスク、簡易トイレ等) 保温器材(毛布、使い捨てカイロ、新聞紙等)、その他(ブルーシート等) ※学校が避難場所となることも含め、当該市町村防災機関と調整して備蓄		

視点：被災場所別の避難方法の指導

教室	机の下への避難の際の注意(机の脚の対角線を保持)	指導している
理科室・家庭科室	薬品・調理器具・火の取扱いの注意 机など身を隠す場所がない場合の注意	指導している
音楽室	机など身を隠す場所がない場合の注意 重量のあるピアノの危険性の注意	指導している
保健室	ベッドで休養している場合の注意	指導している
図書室	本棚の転倒、本の落下への注意	指導している
廊下・階段	窓ガラスからの安全な距離の保持 上階からの落下物の回避	指導している
運動場	遊具等の転倒に対する注意	指導している
体育館	落下物や窓ガラスに対する注意	指導している
トイレ	出口の確保に対する注意	指導している

災害は児童生徒等の登下校時、在宅時に発生する可能性もある。その際、学校（園）は一刻も早く児童生徒等の安全を確認する必要がある、より迅速に対応するためには事前に体制を構築しておくことが重要である。

東日本大震災では交通・通信網の寸断により想定していた安全確認の方法が機能せず、教職員が児童生徒等の避難している現地へ自転車などで出向いて安全確認、状況把握を行う例が多かったと言われている。従って、地域の協力も加え多重の安全確認体制を検討する必要がある。

＜対応の留意点＞

(1) 登下校時に被災した場合の行動

- ア 児童生徒等は、自宅、学校、地域の避難場所で最寄りのところに避難
- イ 教職員は、役割任務分担で定められた地域に行き、児童生徒等を避難場所へ誘導
- ウ 学校へ避難してきた児童生徒等の保護

(2) 在宅時に被災した場合の行動（避難が必要な場合）

- ア 児童生徒等は、保護者や近隣の大人と避難場所へ避難（保護者が不在の場合は、あらかじめ家庭で決めておいた避難場所へ避難）
- イ 児童生徒等または保護者は、可能であれば担任に状況を連絡
- ウ 教職員は、自らの安全を確保しつつ、速やかに学校またはあらかじめ役割分担で定められた避難場所（地域）へ出向き対応

(3) 多重の安全確認体制の構築

- ア 通常通信機器（電話、携帯電話、電子メール等）の利用
- イ 上記ア以外の情報ネットワーク（学校ホームページ、緊急災害用伝言メール、ツイッター等）の利用
- ウ 教職員が地域の役割分担に従って現地に出向き確認
- エ あらかじめ依頼しておいたPTA地域委員や自治会役員と教職員が連携して確認

(4) 教職員の体制

- ア 勤務時間外の場合は、自らの安全を確保しつつ、学校またはあらかじめ役割分担で定められた避難場所（地域）へ集合し対応
- イ 必要とされる行動（表7参照）に基づき対応（後着の教職員のため、小黒板や模造紙等を使った状況伝達表の作成が有効 図4）
- ウ 事前の役割分担を基本としつつ、迅速に行動できるよう柔軟な対応の展開

(5) 地域の避難場所の確認（事前指導）

- ア 定期的に地域の避難場所に集合してから登校するなどして避難場所を確認

時刻	事象・内容	対応者	その他
	本部	校長	
17:30	南地区	鈴木(自転車)	鈴木よりあと2名支援の要請
17:30	北地区	山田	TELが繋がらない 確認必要
17:30	校内見回り	佐藤	
17:32	校内児童生徒保護	井上	体育館で保護
17:40	中地区	山下(徒歩)	
17:45	北地区自治会長よりTEL 小学生が公民館に避難してきている	田中 高橋受け	
17:46	北地区公民館へ	佐藤(自転車)	西地区、東地区・・・教員未配置
18:00	西地区へ	坂本(車)	
18:15	3の2井上保護者(東地区地域委員)よりTEL 地域の子どもの確認ができない	校長受け	対応済みを示すために 見え消しにしている。
18:20	東地区	大西(バイク)	

図4 〈退勤後被災の場合、学校へ後着する教職員への状況伝達表(例)〉

表7 〈教職員の必要とされる登下校・在宅時被災の場合の行動(例)〉

場面	必要とされる行動
登校途中	自宅を離れている児童生徒等の安全確認 地域団体との連携による児童生徒等の避難(事前に確認) 保護者への連絡 学校での待ち受け、保護 通学路の安全点検 警察、消防救急等の関係機関への救援要請 不明児童生徒等がいる場合、関係機関・団体と連携して捜索
下校途中	児童生徒等の所在の確認 下校途中の児童生徒等へ避難の指示 地域団体との連携による児童生徒等の避難(事前に確認) 通学路の安全点検 学校に戻って来る児童生徒等の待ち受け、保護 保護者への連絡 警察、消防救急等の関係機関への救援要請 不明児童生徒等がいる場合、関係機関・団体と連携して捜索
下校後の勤務時間内	児童生徒等の安全確認 外出している児童生徒等への避難の指示 警察、消防救急等の関係機関への救援要請 不明児童生徒等がいる場合、関係機関・団体と連携して捜索
勤務時間外	学校またはあらかじめ役割分担で定められた地域避難場所へ緊急集合 児童生徒等の安全確認 不明児童生徒等がいる場合、関係機関・団体と連携して捜索

チェックシート		Ⅲ－３ 登下校時、在宅時に発生する災害における対応	
視点：児童生徒等への指導			
安全指導	在宅時の避難方法を指導（避難場所の確認、家族との連絡方法等）しているか		している
	登下校時の避難方法を指導しているか （自宅・学校・地域の避難場所への避難の選択 等）		している
	定期的に地域の避難場所を確認しているか		している
視点：教職員の対応			
勤務時間外の対応	教職員の自宅から学校（避難場所）への距離等を考慮した集合体制を確立しているか		している
	学校（避難場所）への未到着教職員の状況確認と在校教職員による対応チーム編成ができる体制を確立しているか		している
教職員の地域分担	児童生徒等の安全確認のための地域分担を設定しているか		している
安全確認の方法	児童生徒等の安全確認の方法・体制を多重に確立しているか		している
避難場等の設置	学校が避難場所になった際の対応をしているか		している
視点：保護者等との連絡			
安全確認の方法	安全確認の方法を複数設定し、保護者に周知できているか		できている
被害発生後の連絡体制	通常の通信機器が機能しない場合、他の複数の連絡体制を確立しているか（再掲 Ⅲ－２）		している

4 原子力災害発生の場合の対応（参考）

東日本大震災では、地震・津波で原子力発電所が被害を受け、原子力災害が発生した。これを受けて京都府においても地域防災対策の見直しに係る専門家会議により原子力災害の対応について検討が行われている。

ここでは、本冊子配布時点までの暫定的な対応について参考として示し、政府・京都府等関係機関の対策が確立された時点で、改めて対応を通知する。

(1) 原子力災害発生の場合の対処(EPZ 区域内：Emergency Planning Zone「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」)

- ア 地元自治体等防災機関からの避難内容の確認
- イ 放射線予測線量のレベルごとの防護対策の内容に基づき退避・避難（表 8）
- ウ 登下校中の場合は、学校または自宅のいずれか近い方に速やかに退避・避難（自宅に保護者等が不在の場合は、学校に避難）
- エ 当該地域住民の区域外への避難開始までに保護者へ引渡し
- オ 上記エで保護者等が不在の場合は、教職員が市町等であらかじめ指定している避難場所まで引率
- カ 多重災害（地震と原子力災害、地震と津波と原子力災害等）発生の場合は、差し迫った危険等を回避した後、原子力災害に対する避難を開始

(2) 放射性物質の除去と体内への取込み防止

(原子力発電所から放射性物質が放出された場合)

- ア 屋外から屋内へ入る際、付着した放射性物質は、ほこりをぬぐうようにはらう。
- イ 可能であれば屋外で着用していた衣服を着替え、靴を履きかえる。
(着用していた衣服や靴は、ビニール袋等に入れて密封し児童生徒等が触れないよう保管する。外履き（一足制の場合）で校舎内に入る際は靴底を中心に付着した放射性物質をブラシなどで洗い落とす。)
- ウ 石鹸での手洗い、うがいを行う。
- エ マスクを着用する。
- オ 室内の気密性を高める。（閉扉、閉窓、閉カーテン、換気扇等からの外気を遮断）
- カ 降雨時は雨に濡れないように注意する。

表 8 〈京都府の屋内退避及び避難等に関する指標〉

	予測線量(mSv)		防護対策の内容
	外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量	
第3レベル	50以上	500以上	指示に従い第1レベルに達しない場所へ避難
第2レベル	10～50	100～500	指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避 窓等を閉め気密性に配慮
第1レベル	5～10	50～100	自宅等の屋内へ退避 窓等を閉め気密性に配慮

学校安全における防災に関する取組の見直しについて

発行日 平成 23 年 6 月 23 日

発行 京都府教育委員会

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府教育庁指導部保健体育課

電話：075-414-5874 ファクス：075-414-5863

<http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be>

電子メールアドレス：hoken@kyoto-be.ne.jp